

北信越中学校総合競技大会規定

第1条 この規定は、北信越中学校体育連盟規約により、競技大会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この大会の名称を、北信越中学校総合競技大会と称する。

第3条 この大会の開催競技は次のとおりとする。

- (1) 陸上競技 (2) 水泳競技 (3) バasketボール (4) サッカー
- (5) ハンドボール (6) 軟式野球 (7) 体操競技 (8) 新体操
- (9) バレーボール (10) ソフトテニス (11) 卓球 (12) バドミントン
- (13) ソフトボール (14) 柔道 (15) 剣道 (16) 相撲

第4条 この大会は、北信越中学校体育連盟が主催し、北信越5県教育委員会、開催市町村教育委員会及び開催県競技団体が共催する。

第5条 この大会は、開催県中学校体育連盟が主管する。

第6条 この大会は運営にあたり、開催県体育協会、開催市町村体育協会及びその他の関係機関の後援を受けることができる。

第7条 この大会に関する実施計画は、北信越中学校体育連盟の理事会において、協議決定執行する。

第8条 理事会で審議執行する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催地の決定
- (2) 開催期日（前日開会式を含む）の決定
- (3) 競技大会実施要項の決定
- (4) 競技大会役員承認
- (5) この規定の変更
- (6) その他大会に必要な事項

第9条 大会役員は次のとおりとする。

大会会長 大会副会長 顧問 参与 大会委員

第10条 競技役員は次のとおりとする。

競技会長 競技副会長 競技委員長 競技副委員長 競技委員

第11条 この大会の実施要項は次の内容とし、別に定める。

- (1) 主催団体 (2) 共催団体 (3) 主管団体 (4) 後援団体 (5) 大会期日
- (6) 会場 (7) 競技種目 (8) 参加規定 (9) 参加資格 (10) 表彰
- (11) 申込み (12) 抽選 (13) 宿泊・昼食

第12条 この大会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 北信越中学校体育連盟事業費
- (2) 県・市町村補助金
- (3) 参加料
- (4) その他

第13条 大会事務局は、開催県中学校体育連盟事務局におく。

第14条 この規定の改正は、理事会で行う。

第15条 この規定は、昭和58年4月1日から施行する。

- 平成6年5月20日一部改正
- 平成9年5月8日一部改正
- 平成12年5月9日一部改正
- 平成13年11月20日一部改正
- 平成15年11月18日一部改正
- 平成17年5月9日一部改正
- 平成22年11月12日一部改正

北信越中学校総合競技大会開催基準要項

1 総 則

北信越中学校総合競技大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するために、この基準要項を定める。

2 主 催

大会の主催は、北信越中学校体育連盟(以下「本連盟」という。)とする。

3 共 催

- ① 各県教育委員会
- ② 開催地市町村教育委員会
- ③ 開催県各種目競技団体

4 主 管

開催県中学校体育連盟(以下「開催県中体連」という。)

5 後 援

- ① 開催県体育協会
- ② 開催地市町村体育協会
- ③ その他関係機関

6 大 会 開 催

- ① 大会は福井、富山、長野、石川、新潟の順で開催する。
- ② 大会は毎年夏季に開催する。
- ③ 開催競技は、陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲の16競技とする。

7 大会開催期日

- ① 日程は、陸上競技、水泳、新体操、柔道、剣道、相撲は1日とし、その他の種目は2日とする。
- ② 開催期日については、8月上旬とし、本連盟の理事会で決定する。
- ③ 日程はおおむね次のとおりとする。

(第1日)

選手集合 8時00分
競技終了 17時00分

(第2日)

選手集合 8時00分
競技終了 15時00分

8 大会開催会場

会場は、交通機関、宿泊等も考慮し開催県中体連で決定する。

9 大会参加資格

- ① 各県中学校体育連盟(以下「各県中体連」という。)に加盟し、各中学校に在籍している生徒であること。
- ② 各中学校の教育計画に基づいて行っている運動部活動(当該種目)の部員であること。
- ③ 上記に該当しない生徒を選手として参加させる場合は、当該校長の認知と各県中体連会長の承認を必要とする。
- ④ 年齢は、(公財)日本中学校体育連盟の定めに準ずる。
前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の参加申込締切日までに、各県中体連を通じて、本連盟に申し出る。
- ⑤ 全競技通じて一人一競技種目の参加とする。
- ⑥ 「参加資格の特例」は、全国中学校体育大会 大会要項に準ずる。
- ⑦ 複数の学校でのチーム(以下「合同チーム」)編成を認める。ただし、参加規定については、北信越中学校総合競技大会合同チーム参加規程に基づく。
- ⑧ 引率者・監督は当該校の校長・教員であること。外部指導者(コーチ)・マネージャーは全国中学校体育大会実施要項に準ずる。「引率者の特例」は、全国中学校体育大会 大会要項に準ずる。

10 大 会 役 員

- ① 大会会長 北信越中学校体育連盟会長
- ② 大会副会長 北信越中学校体育連盟副会長
- ③ 顧問 各県知事・各県議会議長・各県体協会長・各県教育委員長・各県教育長
開催市町村長・開催県競技団体会長・各県前中体連会長・各県中学校長会長
- ④ 参 与 各県主管課長・各県体協副会長・開催市町村教育委員長・開催市町村教育長
各県中体連副会長・開催県競技団体理事長・開催市町村体育協会長
- ⑤ 大会委員長 開催県中体連理事長
- ⑥ 大会副委員長 各県中体連理事長(4県)
- ⑦ 大会委員 各県主管課係長・各県事務局長・北信越理事・開催県の実情において追加することができる。

11 大会役員の委嘱

- ① 大会役員の委嘱は本連盟会長が行う。
- ② 委嘱状の作成、発送は開催県中体連が行う。

12 競技役員

競技役員はおおむね次のとおりとする。

- ・ 競技会長
- ・ 競技副会長
- ・ 顧問
- ・ 競技委員長、競技副委員長、競技委員
- ・ その他

13 競技役員編成と委嘱

- ① 大会運営、実施に必要な競技役員は、開催県中体連で協議し編成する。
- ② 開催県以外の審判（以下「派遣審判員」という。）は各県で推薦し、本連盟会長が委嘱する。
- ③ 本連盟は派遣審判員に対し、旅費を支給する。
- ④ 本連盟が旅費を支給する派遣審判員数の上限は、以下の通りとする。
 - ・ バスケットボール 1県あたり4名 合計16名
 - ・ サッカー 1県あたり2名 合計 8名
 - ・ ハンドボール 1県あたり2名 合計 8名
 - ・ 体操競技 1県あたり6名（ただし、2県のみ7名とする。）合計25～26名
 - ・ 新体操（男子） 1県あたり2名（ただし、参加県のみ派遣とする。）
 - ・ 新体操（女子） 1県あたり3名 合計12名
 - ・ バレーボール 1県あたり3名 合計12名
 - ・ 柔道 1県あたり3名 合計12名
 - ・ 剣道 1県あたり4名 合計16名
 - ・ 相撲 1県あたり1名 合計 4名
- ⑤ 派遣審判員の数は、競技の特殊性を考慮し理事会で決定する。
- ⑥ 派遣審判員の旅費は、本連盟の内規により支給する。

14 生徒役員

- ① 生徒役員は、開催県中体連会長が委嘱する。
- ② 中学生以外の生徒役員の昼食は、本連盟で負担する。

15 大会実施要項

- ① 大会実施要項は、大会事務局で作成し、本連盟理事会で決定する。
- ② 大会要項の内容は、次のとおりとする。
 - 主催、共催、主管、後援、会場、大会期日、会場・競技、参加規定、参加資格、表彰、申込み、参加料、抽選、宿泊・昼食
- ③ 競技別要項は、専門部会で協議、作成し、本連盟の理事会で決定する。
- ④ 競技別要項は、おおむね次のとおりとする。
 - 期日、会場、競技、競技方法、競技規定、参加規定、表彰、組合せ、その他
- ⑤ 大会事務局は、大会実施要項を各県中体連に配布する。

16 大会申し込み

- ① 県大会で出場権を得た学校は所定の様式により、各県中体連に期日までに申し込むこと。
- ② 各県中体連は、申込書を取りまとめ、参加料を添えて大会事務局に一括申し込むこと。
- ③ 参加料は、1人あたり1,500円とする。

17 式典

- ① 大会の開・閉会式は競技別に行うことを原則とする。
- ② 代表開会式は、来賓関係者の参加のもとで実施する。
- ③ 開・閉会式のあいさつ、祝辞等の人選は、開催県中体連事務局で協議し決定する。
- ④ 開会式の入場行進は、実施を原則とする。
- ⑤ 大会の開・閉会式は、おおむね次のものとし、開催県や競技別の実情により適宜決定する。

(開会式)	(閉会式)
開式通告	選手整列
選手入場	開式通告
開会宣言	成績発表
国旗、北信越・県中体連旗、諸旗掲揚	表彰

優勝杯(旗)返還
あいさつ
祝 辞
生徒代表の言葉
選手宣誓
競技上の注意
閉式通告
選手退場

あいさつ
国旗、北信越・県中体連旗、諸旗降納
閉会宣言
閉式通告
選手退場

18 表彰

① 団体表彰

- ・ 陸上競技と水泳競技の3位までに入賞した学校に賞状を授与する。他の競技の3位まで入賞した学校と選手全員に賞状を授与する。
- ・ 優勝チームには、優勝杯(優勝楯)を授与する。
- ・ 優勝チームの選手全員に優勝メダルを授与する。ただし、陸上競技・水泳競技の学校対抗は除く。

② 個人競技

- ・ 陸上競技・水泳競技のリレーは、8位までに入賞した学校とエントリーメンバー全員に賞状を授与する。
- ・ 他の競技は、8位までに入賞した個人に賞状を授与する。
- ・ 陸上競技・水泳競技のリレー、他の競技の個人1位には、優勝メダルを授与する。

19 プログラム

① プログラムは、総合と競技別プログラムを作成する。

② プログラムの表紙に記載する内容はおおむね次のとおりとする。

- ・ 正式大会名、本連盟マーク、期日、開催地、主催、共催、主管、後援

③ プログラムに記載する内容はおおむね次のとおりとする。

- ・ 大会役員、競技役員、生徒役員(学校名)、過去の成績、日程、式次第、組み合わせ、選手名簿、その他

④ プログラムに、商業広告等を記載する場合は本連盟会長の承認を必要とする。

⑤ プログラムは、無料配布を原則とする。有料販売をする場合は本連盟会長の承認を必要とする。

20 宿泊

① 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。

② 宿泊申込は、大会申込と同時にを行い、配宿については業者に任せる。

決定後は、業者が当該学校に通知する。

21 大会終了報告

① 各専門部は、大会終了10日以内に大会成績と反省事項を大会事務局へ提出する。

② 各専門部は、大会終了10日以内に決算書及び領収書等、会計に関する報告を事務局に報告する。

③ 大会事務局は、資料をまとめて報告書を作成、理事会に報告する。

④ 報告書の内容は、次のとおりとする。

- ・ 会計収支決算、集計表(参加生徒数、役員数、生徒役員数)、競技成績

⑤ 会計収支決算書については、選出監事の会計監査を受けること。

22 付則

① 本開催基準要項の改訂は、理事会が行う。

② 本開催基準要項は、平成2年10月6日より実施する。

平成6年5月20日一部改正

平成7年5月11日一部改正

平成9年5月8日一部改正

平成10年5月7日一部改正

平成11年5月6日一部改正

平成11年11月25日一部改正

平成12年5月9日一部改正

平成13年11月20日一部改正

平成14年11月19日一部改正

平成15年11月18日一部改正

平成16年11月16日一部改正

平成19年5月7日一部改正

平成20年5月8日一部改正

平成22年11月12日一部改正

平成27年5月7日一部改正

平成28年11月21日一部改正

北信越中学校総合競技大会合同チーム参加規程

1 趣 旨

参加を承認する精神はあくまでも少人数の運動部による単独でチーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

なお、複数校合同チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 条 件

- ① 合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- ② 合同チームの各校は、各県中学校体育連盟（以下 各県中体連）に加盟している。
- ③ 合同チームとしての大会参加が、各県中体連に承認されている。
- ④ 合同チームの編成方法が各県中体連の基準に適合している。
- ⑤ 個人種目のない以下の6競技に限る。
バスケットボール(5) サッカー(11) バレーボール(6)
ハンドボール(7) 軟式野球(9) ソフトボール(9)
※ 但し、()内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。
- ⑥ チーム名は校名連記とする。
- ⑦ 参加の手続きは当該校の校長が承認の上、代表校長が行う。
- ⑧ 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員とする。但し、監督は当該校の校長が承認の上、代表監督を認める。

上記の実施にあたり、

- (1) 各県中体連においては、合同チームの北信越中学校総合競技大会参加の趣旨を踏まえ、参加状況を十分に把握しておくこと。
- (2) 実施していく過程で生じる問題については、各県中体連の実態に応じ、趣旨を踏まえて対処するとともに、北信越中学校体育連盟としても検討していく。